

# 平成三十年度 優良業務 (所長表彰)

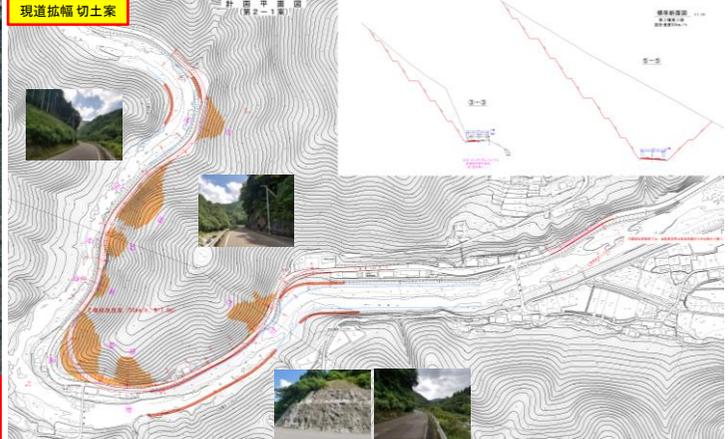
## 業務の目的

一般国道488号は、島根県益田市横町(国道9号交差点)を起点とし、広島県益田市佐伯区の国道433号に至る全長約112kmの路線である。  
 当該路線が通過する益田市匹見町広瀬地区内の現道は、交通量1,192~1,230台/日(H27道路交通センサスより)、狭小部の車道幅員4.5m、曲線半径45m程度(島根県道路台帳より)の1車線未改良区間である。また、設計区間の現道は、急峻な斜面が現道際まで迫り、一級河川高津川水系匹見川が並行して走る。その河川周辺は、支川も含めて砂防指定地に指定され、計画地終点側には急傾斜地崩壊危険区域(32広瀬地区)がある。

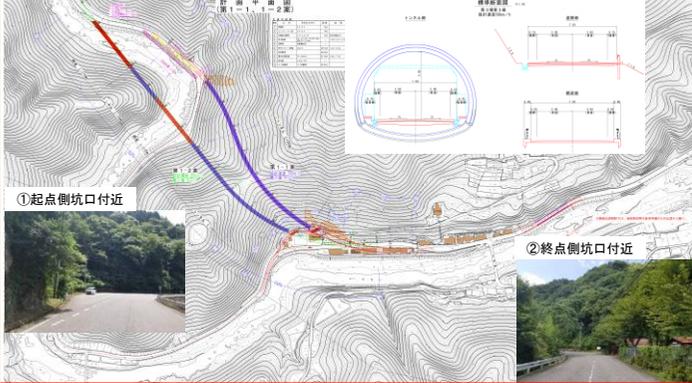


路線比較検討は、①トンネル案、②第3種第3級の道路規格を満足した現道拡幅案、③地域に応じた弾力的な基準運用(道路構造令P.64)による現道拡幅案により行った。③は、現道のルート検討区間において、現在2車線で運用している区間と1車線で運用している区間が点在しているため、1車線区間に着目して改良を行い、早期の2車線運用を図るものである。

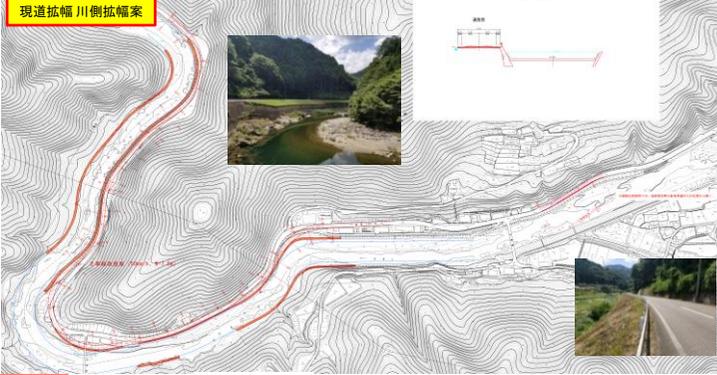
## 第2-1案



## 第1-1、1-2案 トンネル案



## 第2-2案



**第2-1案**  
 切土計画主体による2車線改良案

- 計画を行う上での課題
  - ・大規模な長大のり面が発生し、斜面対策及び落石が必要となる。
  - ・長大のり面の維持管理
- 総合評価
  - ・大規模な長大のり面の維持管理が必要である。

**第2-2案**  
 川側拡幅計画主体による2車線改良案

- 計画を行う上での課題
  - ・河川護岸改修工事が必要となる。(河道内は蛇行し巨石の堆積、湾曲部では一部護床工等が施工されている。)
  - ・改良区間の中間点付近で、家屋への影響(2戸)、小広瀬橋の右岸橋台の施工が必要となる。
  - ・施工時には、仮橋による迂回路が必要である。
- 総合評価
  - ・家屋の移転等が必要である。

**第1-1案**  
 起点位置を追加距離6900付近(待避所)、終点位置を追加距離8200付近(匹見下郵便局)としたバイパスルート案

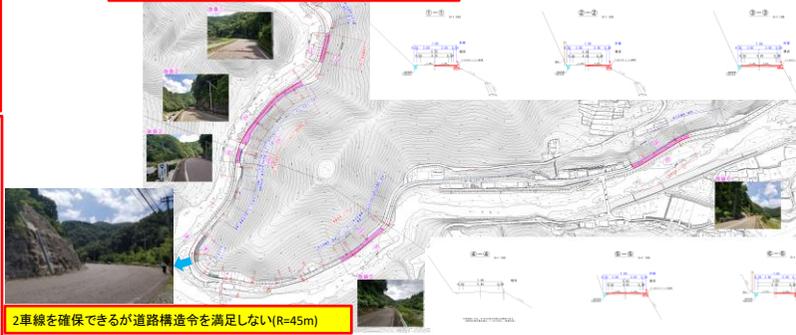
- 計画を行う上での課題
  - ・終点側の家屋影響(5戸)
  - ・大元神社並びに茶屋地区への町道交差(立体交差)が必要である。現道縦断勾配 $i=8.3\%-5.1\%$ に対し、計画縦断勾配 $i=7.6\%-5.8\%$ で取合せ可能である。(路面高低差7.7m)
  - ・トンネル施工のため、仮設鋼台による施工ヤードの確保が必要である。
- 総合評価
  - ・第3種第3級の道路規格を満足する一方、トンネル及び橋梁施工時の仮設ヤードの確保、並びに家屋の移転が必要である。

**第1-2案**  
 起点位置を追加距離6700付近、終点位置を追加距離8300付近(郵便局より匹見町側)としたトンネル計画とするバイパスルート案

- 計画を行う上での課題
  - ・起点側での現道取合せのため、トンネル2箇所、橋梁2橋が必要となる。
  - ・終点側の家屋影響(1戸)
  - ・大元神社並びに茶屋地区への町道交差(立体交差)が必要である。現道縦断勾配 $i=8.3\%$ に対し、計画縦断勾配 $i=8.0\%$ とした場合、現道への取付区間が125m 必要となるため、付替道路が必要となる。
- 総合評価
  - ・第3種第3級の道路規格を満足する一方、トンネル及び橋梁施工時の仮設ヤードの確保、並びに家屋の移転が必要である。経済性において、最も高価となる。

## 第3案

採用案: 地域に応じた弾力的な基準運用による現道拡幅案



2車線を確保できるが道路構造令を満足しない(R=45m)



**第3案 ⇒ 採用案**  
 地域に応じた弾力的な基準の運用による現道拡幅案

- 計画を行う上での課題
  - ・全区間において、2車線を確保できるが、設計速度50km/hの規格に満たない箇所が存在する。最小曲線半径はR=45のため設計速度30km/h相当である。
- 総合評価
  - ・局部改良のため、道路規格に満たない箇所が存在するが、経済性に最も優れ早期整備効果が図れる。

整理番号※	事務所名▼	益田県土整備事務所	業務名	国道488号(広瀬工区)新世紀道路(改良)工事	道路概略設計業務
部門	土木設計	受注者名	株式会社 ワールド測量設計	技術者名	岡田 健